

# 国税庁ホームページ「タックスアンサー」のご利用について

国税庁ホームページ「タックスアンサー」では、よくある税のご質問に対する一般的な回答を税金の種類ごとに調べることができます。また、キーワードによる検索もできます。確定申告書作成の参考として是非ご利用ください。

なお、国税に関する一般的なご相談は、電話相談センターで受け付けておりますので、こちらでもご利用ください。

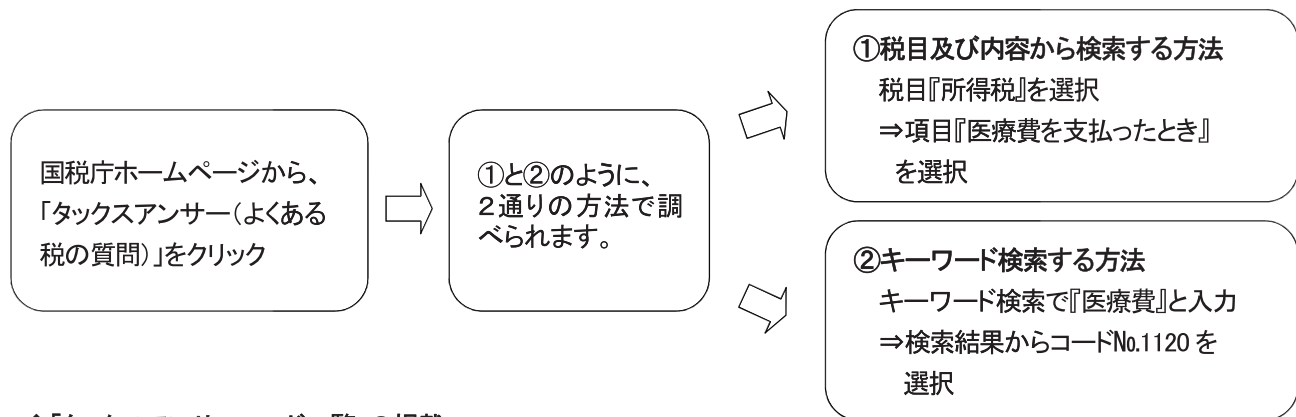
## ■「タックスアンサー」の利用方法

国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)からご利用ください。

検索サイトで、「タックスアンサー」と検索してもご覧いただけます。

## ◇ご質問の内容を調べる方法

(例) No. 1120 「医療費を支払ったとき(医療費控除)」について調べる場合



## ◇「タックスアンサーコード一覧」の掲載

国税庁ホームページ「タックスアンサー」の「税務相談室からのお知らせ」に掲載しております。

## ◇電話相談センターのご案内

国税庁では、電話による国税に関する一般的なご相談を、国税局及び国税事務所ごとに設置する「電話相談センター」で集中的に受け付けております。最寄りの税務署へ電話をおかけいただき、自動音声案内に従って、番号「1」を選択していただくと、「電話相談センター」につながりますので、ご利用ください。

なお、確定申告期におきましては、番号「0」を選択していただくと、「確定申告電話相談センター」につながりますので、こちらでもご利用ください。

## 税務関係書類への番号(マイナンバー)記載について

マイナンバー制度導入に伴い、国税分野では、税務署等へ提出いただく申告書・法定調書等にも番号(個人番号又は法人番号)の記載が必要となります。番号の記載が必要となる時期の例は、以下のとおりです。

	記載対象	一般的な場合
所得税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	(平成28年分の場合) 平成29年2月16日から3月15日まで
法人税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	(平成28年12月末決算の場合) 平成29年2月28日まで
法定調書	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から	(例)平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分特定口座年間取引報告書 ⇒平成29年1月31日まで
申請書・届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限